

「診療報酬常用点数早見表（診療所用）」2008年4月版 正誤及び追補 (2008.4.13 現在)

■印は、発行後に示された通知・事務連絡等による追補である。

頁	訂正箇所	誤	正
■ 3	下から3行目	小児悪性腫瘍患者指導管理料、全ての在宅…	小児悪性腫瘍患者指導管理料、 <u>耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料</u> 、全ての在宅…
■ 4	表中「耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料」における「併算定できないもの」欄	(空欄)	注
■ 4	下から2行目	小児悪性腫瘍患者指導管理料、全ての在宅…	小児悪性腫瘍患者指導管理料、 <u>耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料</u> 、全ての在宅…
■ 7	表中「同一算定不可の指導管理料等」	⑨慢性疼痛疾患管理料 ⑩心身医学療法 ⑪他の在宅療養… ⑫後期高齢者診療料	⑨慢性疼痛疾患管理料 ⑩ <u>耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料</u> ⑪心身医学療法 ⑫他の在宅療養… ⑬後期高齢者診療料
■ 7	表中「在宅自己注射指導管理料」及び「在宅寝たきり患者処置指導管理料」の、「同一算定不可の指導管理料等」欄	①～⑫	①～⑬
7	「在宅寝たきり患者処置指導管理料」の最右列	(注3)	(注2)
16	上段の表、網掛け欄	特殊撮影 (断層・スポット・動態・立体など)	特殊撮影 (断層・スポットなど)
17	左上の表、上から4行目	電子管理保存加算	電子画像管理加算
18	「有床診療所療養病床入院基本料」表中	褥瘡評価実施加算 (1日につき) (届) : +15	褥瘡評価実施加算 (1日につき) : +15

最新の正誤表については、保団連のホームページ(<http://hodaanren.doc-net.or.jp/>)でも紹介していきますので、ご確認ください。